

建設工事における入札保証に関する取扱要領

第1 (入札保証制度について)

入札執行者は、入札参加者に対して、その見積る入札金額（税込み）（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、次の（1）に掲げる担保の提供等があった場合は、入札保証金に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、（2）に該当する場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

（1）入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合

- イ 国債証券又は地方債証券の提供
- ロ 銀行又は理事長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証

（2）入札保証金の納付が免除となる場合

- イ 保険会社との入札保証保険契約の締結
- ロ 金融機関等又は保証事業会社（以下「保証機関等」という。）との契約保証の予約

第2 (入札公告等における取扱いについて)

- （1）入札公告には、入札保証金等（第1の（1）又は第1の（2）に該当するものを含む。以下同じ。）を求める旨を明示するものとする。
- （2）入札保証金等の納付等の方法（別紙）については、ホームページに掲載するものとする。

第3 (入札保証制度に係る具体的な取扱いについて)

1 入札保証金等に係る書類の提出時における取扱い

入札執行者は、第1により求めた入札保証金又は第1の（1）若しくは第1の（2）に該当する場合の書類等を入札書提出期限までに納付又は提出させるものとし、納付又は提出がなされなかった入札参加者については、宮城県道路公社建設工事執行規程（昭和47年6月1日規程第8号。以下「執行規程」という。）第23条第1項第8号の規定により当該入札に参加を認めないものとする。なお、具体的な取扱いについては次のとおりとする。

（1）入札保証金の納付についての取扱い

- イ 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
- ロ 入札執行者は、入札参加者から入札保証金の納付の申し出があった場合は、入札参加者に対し、公社が開設した金融機関口座の口座番号を口頭で通知する。

ハ 入札参加者は、入札保証金を指定口座に納付後、金融機関等の押印した振込金受取書（振込受付書を含む。）の写しを入札保証金納付届（別記様式1）に貼付の上、入札執行者に持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）

ただし、郵送入札においては入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領第9第1項に規定する外封筒に入れることができる。以下同じ。）するものとする。

ニ 入札保証金の現金受領は、事故防止の観点から原則的に行わないものとし、納付書による金融機関等への納付を行うよう入札参加者に周知するものとする。

ホ 入札執行者は、入札保証金納付届を保管するものとする。

（2）入札保証金の納付に代わる担保としての国債証券又は地方債証券についての取扱い

担保として寄託される国債証券又は地方債証券（当分の間、利付き国債及び宮城県債に限定する。以下「国債等」という。）の取扱いは次のとおり取り扱うものとする。ただし、保管体制の観点から、国債等の取扱いを極力行わないものとし、入札参加者にもこの旨周知するものとする。

イ 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の額面の国債等を有価証券寄託願（財務規則運用通知様式第209号）とともに入札執行者に持参又は郵送する。

ロ 寄託された国債等は保管有価証券受入通知票（財務規則運用通知様式第209号）により出納執行者へ送付する。

ハ 入札執行者は、保管有価証券受入通知票の写しを保管するものとする。

（3）入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

イ 金融機関等の「保証」とは、執行規程第10条第2号に定める銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証とする。

ロ 銀行又は理事長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

ハ 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の保証金額である保証書を入札執行者に持参又は郵送する。

ニ 入札執行者は、入札参加者から保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

（イ）名あて人が理事長であること。

（ロ）保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

（ハ）保証委託者が入札参加者であること。

（ニ）保証金額が記載されていること。

（ホ）保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

（ヘ）落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。

- (ト) 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
- (チ) 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
- (リ) 保証債務履行の請求の有効期間が保障期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ホ 入札執行者は、保証書を保管するものとする。

(4) 入札保証金の納付を免除する入札保証保険についての取り扱い

- イ 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は、定額てん補方式を申し込むものとする。
- ロ 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の 100 分の 5 以上の保険金額である入札保証証券に係る証券（以下「保険証券」という。）を入札執行者に持参又は郵送する。
- ハ 入札執行者は、入札参加者から保険証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。
 - (イ) 被保険者が理事長であること。
 - (ロ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ハ) 保険契約者が入札参加者であること。
 - (ニ) 保険金額が記載されていること。
 - (ホ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - (ヘ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - (ト) 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

ニ 入札執行者は、保険証券を保管するものとする。

(5) 入札保証金の納付を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

- イ 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社という。
- ロ 入札参加者は、契約保証の予約に係る契約希望金額がその見積る入札金額（税込み）以上又は保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証書（以下「証書」という。）を入札執行者に持参又は郵送する。
- ハ 入札執行者は、入札参加者から証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。
 - (イ) 名あて人が理事長であること。
 - (ロ) 契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ハ) 予約契約者が入札参加者であること。
 - (ニ) 契約希望金額又は保証金額が記載されていること。
 - (ホ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

- (ヘ) 保証機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
- (ト) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- (チ) 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

ニ 入札執行者は、証書を保管するものとする。

- (6) 入札保証金の金額等（国債等の総額、金融機関等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更の取扱いについて

既に納付又は提出した入札保証金の金額等又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

2 保証期間不足時の取扱い

入札執行者は、金融機関等による保証期間が契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書の提出を求めるものとする。

- (1) 入札執行者は、入札参加者から変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- イ 名あて人が理事長であること。
- ロ 契約人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- ハ 保証委託者が入札参加者であること。
- ニ 保証期間を変更する旨の記載があること。
- ホ 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- ヘ 変更後の保証期間に変更保証書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれていること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

- (2) 入札執行者は、変更保証書を保管するものとする。

3 入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い

- (1) 入札執行者は、入札保証金等の未納付等又は書類に不備があるものとして次の表に掲げる場合に該当するときは、入札に参加する条件に違反したものとして、次の入札を無効として取扱うものとする。

- (2) (1) の場合において、入札執行者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を第3の5の(1)から(5)までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

4 入札保証金に係る開札時の取扱い

- (1) 入札参加者は、入札参加者の入札保証金の金額等が、その者の実際の入札金額（税込み）の100分の5に満たない者若しくは金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）の100分の10以上に満たない者は、入札に参加する条件に違反した者として、その入札を無効として取扱うものとする。
- (2) (1) の場合において、入札執行者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を第3の5の(1)から(5)までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

5 落札決定時の取扱い

入札執行者は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、当該入札の落札決定後、入札保証金等の還付等を行うものとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後に入札保証金等の還付を行うものとする。

(1) 入札保証金についての取扱い

- イ 入札執行者は、入札参加者に対し、入札保証金払戻請求書（別記様式2）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提出させるものとする。
- ロ 入札執行者は、入札保証金払戻請求書を受理したときは、払出しの手続きを行うものとする。
- ハ 入札執行者は、入札保証金払戻請求書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債等の取扱い

- イ 入札執行者は、入札参加者に対し、寄託有価証券払戻請求書（財務規則運用通知様式第210号）により提出を求めるものとする。ただし、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提出させるものとする。
- ロ 入札執行者は、寄託有価証券払戻請求書を受理したときは、保管有価証券払出通知票（財務規則運用通知様式第210号）により払出しの手続きを行うものとする。
- ハ 入札執行者は、寄託有価証券払戻請求書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(3) 入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

- イ 入札執行者は、金融機関等の保証書（保証期間を変更した場合の変更保証書を含む。）を落札決定後（落札者に係る保証書については契約締結後）に入札参加者を經由して金融機関等に返還するものとする。なお、保証書を入札参加者に交付するときには、入札参加者から保証書に係る領収書（別記様式第3号）を提出させるものとする。
- ロ 入札執行者は、保証書に係る領収書及び保証書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(4) 入札保証金を免除する入札保証保険についての取扱い

入札執行者は、入札保証保険に係る証券を落札決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においてもそのまま入札書と一緒に保管するものとする。

（５）入札保証金を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

入札執行者は、契約保証の予約証券を落札決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においてもそのまま入札書と一緒に保管するものとする。

６ 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

（１）入札保証金についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第２３４条第４項及び財務規則第１３３条の規定を準用し、入札保証金を収入に組み入れる手続きを行うものとする。

（２）入札保証金に代わる担保としての国債等についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第２３４条第４項及び財務規則第１３３条の規定を準用し、担保としての国債等を受け入れる手続きを行うものとする。

（３）入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

イ 入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、保証契約の定めにより保証金請求書（保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別記様式第４号）及び保証書の写しを金融機関等に提出するとともに収入に組み入れる手続きを行うものとする。

ロ 入札執行者は、保証金の納入があったときは、保証書を金融機関等に提出するものとする。

（４）入札保証金を免除する入札保証保険についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、契約の定めにより保険金請求書（保険契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別記様式第４号）及び入札保証契約に係る証券を保険会社に提出するとともに収入に組み入れる手続きを行うものとする。

（５）入札保証金を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額（税込み）の１００分の５の額を落札者に損害賠償の請求を行うものとする。

７ 契約保証金への振り替え時の取扱いについて

理事長は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債等（以下「入札保証金又は国債等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債等（以下「契約保証金等」という。）の一部に振り替えることができる。この場合において、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金又は国債等の額を控除した額とする。

なお、入札保証金に代わる担保が金融機関等の保証の場合にあつては、契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることはできないものとする。また、入札保証保険又は契約保証の予約についても同様とする。

8 入札保証の取扱いについて

入札保証金等の納付及び書類については，落札者の決定まで，秘密の保持に十分留意すること。

9 その他

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は，入札者の負担とする。

(別紙)

建設工事における入札保証に関する説明事項 (例)

1 入札保証について

入札執行者は、入札参加者に対して、その見積る入札金額(税込み)(入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、次の(1)に掲げる担保の提供等があった場合は、入札保証金に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、(2)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合

- イ 国債証券又は地方債証券の提供
- ロ 銀行又は理事長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の保証

(2) 入札保証金の納付が免除となる場合

- イ 保険会社との入札保証保険契約の締結
- ロ 金融機関等又は保証事業会社(以下「保証機関等」という。)との契約保証の予約

2 入札保証に係る書類の提出時における取扱いについて

入札参加者は、1により求めた入札保証金又は1の(1)若しくは1の(2)に該当する場合の書類等を入札書提出期限までに提出しなければならないものとし、提出がなかった場合は当該入札に参加できないものとする。

なお、具体的な取扱いについては次のとおりとする。

イ 入札保証金を金銭(口座振替)で納付する場合

(イ) 入札参加者は、その見積る入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

(ロ) 宮城県道路公社が指定する金融機関口座へ納付すること。

(ハ) 納付後は、当該金融機関の収納印のある振込金受取書(振込受付書を含む。)の写しを入札保証金納付届(別記様式1)に貼付のうえ、入札執行者に持参又は郵送(配達証明付き郵便に限る。ただし、郵送入札においては入札後審査方式一般競争入札(ダイレクト型)実施要領第9第1項に規定する外封筒に入れることができる。以下同じ。)すること。

(ニ) 入札保証金の現金受領は、事故防止の観点から原則的に行わないこと。

ロ 国債証券又は地方債証券の提供による場合

(イ) 担保として寄託する国債証券又は地方債証券は、当分の間、利付き国債及び宮城県債に限定する。以下「国債等」という。)に限定する。

(ロ) 入札参加者は、その見積る入札金額(税込み)の100分の5以上の額面の国債等を有価証券寄託願(財務規則運用通知様式第209号)とともに入札執行者に持参又は郵送すること。

(ハ) ただし、事故防止の観点から、受入体制が整備されるまでの間は国債等の提供は遠慮願いたいこと。

ハ 金融機関等の保証による場合

- (イ) 金融機関等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。
- (ロ) 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の保証金額である保証書を入札執行者に持参又は郵送すること。
- (ハ) 保証書の内容には、次の事項を含むものとする。
- a 名あて人が理事長であること。
 - b 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - c 保証委託者が入札参加者であること。
 - d 保証金額が記載されていること。
 - e 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - f 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
 - g 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
 - h 保証期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。
 - i 保証債務履行の請求の有効期間が保障期間経過後6か月以上確保されていること。

ニ 入札保証保険による場合

- (イ) 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。
- (ロ) 入札参加者は、その見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の保険金額である入札保証証券に係る証券（以下「保険証券」という。）を入札執行者に持参又は郵送すること。
- (ハ) 保険証券の提の内容には、次の事項を含むものとする。
- a 被保険者が理事長であること。
 - b 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - c 保険契約者が入札参加者であること。
 - d 保険金額が記載されていること。
 - e 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - f 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - g 保険期間は、書類の提出日から入札執行者が指定する日までを含むものであること。

ホ 保証機関等の契約保証の予約による場合

(イ) 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社という。

(ロ) 入札参加者は、契約保証の予約に係る契約希望金額がその見積入札金額（税込み）以上又は保証金額が入札金額（税込み）の１００分の１０以上である契約保証の予約証書（以下「証書」という。）を入札執行者に持参又は郵送する。

(ハ) 証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- a 名あて人が理事長であること。
- b 契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- c 予約契約者が入札参加者であること。
- d 契約希望金額又は保証金額が記載されていること。
- e 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- f 保証機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
- g 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- h 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

へ 入札保証金の金額等（国債等の総額、金融機関等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更の取扱いについて

既に納付又は提出した入札保証金の金額等又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

3 保証期間不足時の取扱い

入札執行者は、金融機関等による保証期間が契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出させることとする。なお、入札保証保険の場合にあっては、保証期間は落札者については契約が締結されるまで、また、落札者以外の者については入札執行後まで存続するので、変更手続きを行わずに差し支えない。

4 入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い

(１) 入札執行者は、入札保証金等の未納付等又は書類に不備があるものとして次の表に掲げる場合に該当するときは、入札に参加する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

1 未納付等であると認められる場合	(１) 他の工事の入札保証金である場合 (２) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に不備があると	(１) 押印されていない場合

認められる場合	(2) 入札保証（保険）金の記載が全くない場合 (3) 記載内容を満たしていない場合 (4) 発注者名に誤りがある場合 (5) 入札案件名に誤りがある場合 (6) 納付業者名に誤りがある場合
3 その他未納付等又は書類に不備がある場合	

(2) (1) の場合において、入札執行者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を6のイからホまでに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

5 入札保証金等に係る開札時の取扱い

- (1) 入札参加者の入札保証金の金額等が、その者の実際の入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10以上に満たない者は、入札に参加する条件に違反した者として、その入札を無効とする。
- (2) (1) の場合において、入札執行者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を6のイからホまでに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

6 落札決定時の取扱い

入札執行者は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、当該入札の落札決定後、入札保証金等を還付することとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後に入札保証金等の還付を行うものとする。

イ 入札保証金についての取扱い

- (イ) 入札参加者に対し、入札保証金払戻請求書（別記様式2）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提出させるものとする。
- (ロ) 入札執行者は、入札保証金払戻請求書を受理したときは、払出しの手続きを行うものとする。

ロ 国債等の取扱い

- (イ) 入札参加者に対し、寄託有価証券払戻請求書（財務規則運用通知様式第210号）により提出を求めるものとする。ただし、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提出させるものとする。
- (ロ) 入札執行者は、寄託有価証券払戻請求書を受理したときは、保管有価証券払出通知票（財務規則運用通知様式第210号）により払出しの手続きを行うものとする。

ハ 金融機関等の保証についての取扱い

金融機関等の保証書（保証期間を変更した場合の変更保証書を含む。）を落札決定後（落札者に係る保証書については契約締結後）に入札参加者を經由して金

融機関等に返還するものとする。なお、保証書を入札参加者に交付するときには、入札参加者から保証書に係る領収書（別記様式3）を提出させるものとする。

ニ 入札保証保険についての取扱い

入札執行者は、落札決定後も保険証券は返還しないものとする。

ホ 保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

入札執行者は、落札決定後も証書は返還しないものとする。

7 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

（1）入札保証金についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第234条第4項及び財務規則第133条の規定を準用し、入札保証金を収入に組み入れる手続きを行うものとする。

（2）国債等についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第234条第4項及び財務規則第133条の規定を準用し、担保としての国債等を受け入れる手続きを行うものとする。

（3）金融機関等の保証についての取扱い

イ 入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、保証契約の定めにより保証金請求書（保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別記様式4）及び保証書の写しを金融機関等に提出するとともに収入に組み入れる手続きを行うものとする。

ロ 入札執行者は、保証金の納入があったときは、保証書を金融機関等に提出するものとする。

（4）入札保証保険についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、契約の定めにより保険金請求書（保険契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別記様式4）及び入札保証契約に係る証券を保険会社に提出するとともに収入に組み入れる手続きを行うものとする。

（5）保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

入札執行者は、落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額（税込み）の100分の5の額を落札者に損害賠償の請求を行うものとする。

8 契約保証金への振り替え時の取扱いについて

理事長は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債等（以下「入札保証金又は国債等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債等（以下「契約保証金等」という。）の一部に振り替えることができる。この場合において、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金又は国債等の額を控除した額とする。

なお、入札保証金に代わる担保が金融機関等の保証の場合にあつては、契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることはできないものとする。また、入札保証保険又は契約保証の予約についても同様とする。

9 その他

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は入札者の負担とする。

(別記様式1)

入 札 保 証 金 納 付 届

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所
氏 名 印

下記のとおり入札保証金を納付したので、領収書写しを貼付してお届けします。

記

工事番号及び工事名	
入 札 保 証 金	円
(領収書写し貼付欄)	

(別記様式2)

入札保証金払戻請求書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所
氏 名 印

〇〇〇（払戻の事由を記入）により、下記保管金を下記振込先に振込んでください。

金 円也

振込先 銀行 支店

口 座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義

支店番号 口座番号

(注) 当該請求書は例示であり、請求書提出に当たっては上記記載の項目が記載されていること。

(別記様式 3)

保証書に係る領収書

年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

住 所

氏 名

印

貴職より保証書（変更保証書がある場合には変更保証書を含む。）を領収したので、金融機関に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

(別記様式4)

保証金（保険金）請求書

年 月 日

金融機関等（又は保険会社） 殿

宮城県道路公社理事長 印

別添の保証書記載の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の定めに基づき保証金（保険金）を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

落 札 者

工事番号

工 事 名

添付書類 1 入札保証金（写）又は入札保証保険証券
証券番号

(○印) 2 入札書（写）